

平成 28 年 12 月 16 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

総務委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 94 号議案 工事請負契約の締結について（古賀市防災行政無線（同報系）設備デジタル化工事）

古賀市防災行政無線（同報系）設備デジタル化工事を施工するため、公募型プロポーザル方式により工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するもの。

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

- 1) 市のホームページ、フェイスブック、ツイッター、市の防災メール、県の防災メールまもるくん、各携帯会社の緊急防災メールへの情報発信をワンオペレーションで行うことができるとのこと。
- 2) 戸別受信機は 100 台導入予定。設置場所は小中学校、保育所、幼稚園など。災害時に避難場所として公民館等が使用された場合は、その時点で設置するとのこと。
- 3) 保守に関しては、パナソニックと契約するとのこと。
- 4) 災害対策室を整備する第 1 庁舎は補強工事を平成 26 年度に実施しており、震度 6 から震度 7 の耐震性能を有しているとのこと。
- 5) タブレットについては、防塵、衝撃耐性、ある程度の防水性を備えた物であり、消防主任（職員）が携帯、操作するとのこと。
- 6) タブレットの性能は、防災無線のサイレンを鳴らす、避難勧告を出すなど多機能であること。不測の事態を想定し、3 台導入とのこと。
- 7) 契約金額の内訳は、総合防災システム構築が 35%、屋外拡声子局で 54%、管理費・人件費等で 10%とのこと。
- 8) 屋外拡声子局の設置工事等に関しては、パナソニックが地元事業者に委託すること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

28年請願4 大規模な土地区画整理事業による美明地域の行政情報の内訳明示に関する請願

【請願者】

古賀市美明二丁目8番16

「美明を子どものふるさとに」の会 吉野 誠一

【紹介議員】

吉住長敏

【請願の趣旨】

古賀市都市計画事業、鹿部土地区画整理事業による、美明一丁目、二丁目、三丁目（現鹿部行政区 1, 10, 11, 12 各組）の行政掲載情報に関して、内訳明示の措置を求めるものである。

【審査内容】

- 1) 区画整理事業による美明一丁目、二丁目、三丁目の地域について個別の行政情報を、常設的に見ることができるような措置を求めるものである。
- 2) その行政情報とは、人口、世帯数、平均年齢、年代別人口割合である。
- 3) 住居表示は美明であるが、地域の活動においては鹿部ということで戸惑いがある住民もいるとのこと。
- 4) 当該地域の子どもたちは花鶴小学校に通学するが、居住区は西小学校区であること。
- 5) 本請願においては分区の意図はなく、要望でもないとのこと。

【意見】

（賛成意見）

- ・美明一丁目、二丁目、三丁目にお住まいの方が、その住居表示と同じような形で行政情報を、特に統計情報の開示提供を要望されることは当然である。
- ・行政に対する申請などは不慣れで、積極的にはされなかったが、請願者の思いは理解

できる。

(反対意見)

- ・鹿部区では、隣組単位の戸数や人口、子どもの数はデータとしてある。区民総会の資料として配付されている。また、美明地区の開発以前より、鹿部一組の子どもたちは花鶴小学校へ通学していた事実がある。
- ・古賀市のデータブックに、美明地区だけ特別に掲載するのは何故なのか。広くその情報が知りたければ、別の形で行政に対して行動すべき。
- ・ある区域だけについての行政資料の内訳表示を請願されているが、それを見られる方々は不特定多数であり、この資料の一部だけが基準に示されることで、誤った理解が生じることへの危惧がある。行政執行の基礎となるものであり、慎重な取り扱いを求めたい。

【審査結果】

委員会は、賛成少数で不採択とすべきものと決定した。